

令和5年度 葛飾区認可保育所に対する指導検査実施方針

5葛子施第 582号
令和5年9月25日
子育て支援部長決裁

1 指導検査の基本方針

区は、待機児童解消を目的に保育施設の整備を進め、令和3年度以降、待機児童は解消し、これからは、量の確保から質の向上への転換期を迎えている。しかしながら、各施設は職員採用の困難や定着化が進まないなど様々な課題を抱えており、また近年、保育施設等における子どもへの虐待や不適切保育の事案が繰り返し発生している状況である。子どもが安全な環境下で適切な保育サービスを受け、保護者が安心して子どもを預けるためには、施設が安定的かつ継続的な運営ができるよう、保育人材の確保と定着及び保育の質の向上を図る必要がある。

こうした状況から、保育施設等における子どもの安全管理や適切な保育・支援の重要性はますます大きくなっており、保育の質の確保と更なる向上を目指すためにはこれまで以上に指導検査の確実な実施が求められる。

以上を踏まえ、令和5年度は、10月1日に児童相談所を設置することに伴い、児童福祉法に基づく指導検査権限が委譲されることにより、私立認可保育所（公設民営含む）全施設の指導検査を実施し、次項に掲げる重点項目を中心に、別に定める検査基準に照らして各施設の状況を詳らかにし、関係法令等に違反する事項が判明した場合は改善を求め、速やかな改善及び期限内の改善報告書の提出を求めていく。なお、指導検査の実施にあたっては、各施設等の創意工夫や取り組みを尊重するとともに、各施設等の運営努力を勘案し、形式的・画一的指導にならないよう留意する。

さらに、検査後、指導事項が多い施設は、定期的に巡回訪問を行い、改善状況を確認するとともに、改善に向けた助言を行っていく。

2 指導検査の重点事項

(1) 運営関係

ア 職員の状況

(ア) 職員の配置基準に定める職員の数及び資格を満たしているか。また、開所時間中、適正に保育士を配置しているか。

(イ) 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。

イ 安全対策の状況

(ア) 認可定員、在籍児童に見合う基準面積が確保されているか。

(イ) 子どもの生命を守り、安全を確保するために、虐待防止や事故防止に関して、マニュアル等が整備され、マニュアルに沿った訓練または研修を行っているか。

- (ウ) 事故が発生した後については、原因究明を十分行い、全職員共通理解の元、事故の再発防止策が講じられているか。
- (エ) 地震、火災及び風水害等の災害対策として、消防計画、避難確保計画を策定し、消防署、区に提出しているか。また、災害非常時の対応マニュアルが整備され、職員会議等で職員間での共通理解が図られているか。職員が緊急時に具体的な対応ができるよう避難訓練、消火訓練、救命救急訓練等が行われているか。
- (オ) 安全計画を策定するとともに、保護者へ周知しているか。また、職員の研修及び訓練を実施しているか。

(2) 教育・保育関係

ア 保育所保育指針等の徹底

- (ア) 子どもの人権に配慮した適切な保育が行われているか。
- (イ) 保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づく全体的な計画及び指導計画の作成等がなされているか。

イ 児童一人ひとりに応じた保育の徹底

- (ア) 児童の健康状態の把握が適正になされているか。
- (イ) 食物アレルギーのある子どもに対してマニュアルに沿った適切な対応が図られており、すべての職員にその対応策が徹底されているか。

ウ 安全対策の徹底

- (ア) 乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
- (イ) 食事中、プール活動・水遊び中及び園外保育時等の事故防止に配慮しているか。また、園外保育時においては、事故防止のため、引率職員の役割分担や危険箇所の事前確認ができており、子どもの状態等に応じて職員間の連携が図られているか。
- (ウ) 事故発生時には、原因究明を十分行い、職員の協力体制のもと事故の再発防止策が講じられているか。
- (エ) 食中毒・感染症の予防対策が徹底されているか。

エ 食事の提供の状況

- (ア) 給食の献立は、変化に富み、子どもの健全な発育に必要な給与栄養量が確保され、かつ身体的状況及び嗜好が考慮されているか。

(3) 会計関係

- ア 会計基準等に従った適正な会計処理が行われているか。
- イ 計算書類等が適切に作成され、施設の運営に要する費用が適正に使われているか。
- ウ 資産管理が適正に行われているか。
- エ 会計責任者と出納職員を区別するなど、経理に関する内部牽制体制が確保されているか。

オ 保護者から実費徴収があった場合、法や国通知等に基づき処理がされているか。

カ 区が支給する運営費や補助金等について、適正な請求を行い、要綱等の規定に沿って適正に支出しているか。

3 関係部署との連携

(1) 福祉部福祉管理課が所管する社会福祉法人が運営する施設の指導検査の実施にあたっては、当該社会福祉法人に対する指導検査と同日に実施するなど、必要な連携を行う。

(2) 関係部課と連携し、施設等の指導検査等の依頼を受けた場合は、機動的に指導検査を実施する。

4 指導検査及び勧告命令の対象

	施設等の種別	一般指導検査	特別指導検査	勧告命令
①	私立認可保育所 (公設民営含む)	○児童福祉法 第46条第1項 ○子ども・子育て支援法 第14条第1項	○児童福祉法 第46条第1項 ○子ども・子育て支援法 第38条第1項 ○就学前の子どもに関する教育、保育などの総合的な提供の推進に関する法律 第19条第1項 (幼保連携型認定こども園)	○児童福祉法第46条第3項の規定による勧告及び同条第4項の規定による命令 ○子ども・子育て支援法第39条第1項の規定による勧告及び同第4項の規定による命令 ○就学前の子どもに関する教育、保育などの総合的な提供の推進に関する法律 第20条第1項 (幼保連携型認定こども園)
	幼保連携型認定こども園	○就学前の子どもに関する教育、保育などの総合的な提供の推進に関する法律 第19条第1項 (幼保連携型認定こども園)		
	子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園(幼稚園型認定こども園)	○子ども・子育て支援法 第14条第1項		
②	特定地域型保育事業	○児童福祉法 第34条の17第1項 (児童福祉法施行令第35条の4)	○児童福祉法 第34条の17第1項 ○子ども・子育て支援法 第50条第1項	○児童福祉法第34条の17第3項の規定による勧告及び命令 ○子ども・子育て支援法第51条第1項の規定による勧告及び同第3項の規定による命令
	家庭的保育事業	○子ども・子育て支援法 第14条第1項		
③	子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園	○子ども・子育て支援法 第30条の3において準用する第14条第1項 ○児童福祉法 第59条第1項 (認可外保育施設) ○児童福祉法 第34条の14第1項 (一時預かり・預かり保育) ○児童福祉法 第34条の18の2第1項 (病児保育)	○子ども・子育て支援法 第58条の8第1項 ○児童福祉法 第59条第1項 (認可外保育施設) ○児童福祉法 第34条の14第1項 (一時預かり・預かり保育) ○児童福祉法 第34条の18の2第1項 (病児保育)	○子ども・子育て支援法第58条の9第1項の規定による勧告及び同条第5項の規定による命令 ○児童福祉法 第59条第3項による改善勧告 (認可外保育施設) ○児童福祉法第34条の14第3項の規定による勧告及び第4項の規定による命令 (一時預かり) ○児童福祉法第34条の18の2第3項の規定による命令 (病児保育)
	認可外保育施設			
	預かり保育事業(認定こども園)			
	預かり保育事業(幼稚園)			
	一時預かり事業			
	病児保育事業			
子ども・子育て支援施設等	子育て援助活動支援事業			
④	放課後児童健全育成事業 (学童保育クラブ)	○児童福祉法第34条の8の3第1項の規定による報告の求め、質問、立入り及び検査		○児童福祉法第34条の8の3第3項及び第4項の規定による命令